

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 26 日

岩手県収用委員会

会長 須 山 通 治

岩手県収用委員会規則第 1 号

岩手県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

岩手県収用委員会運営規則（昭和56年岩手県収用委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務局長の専決事項） 第17条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。 （１）～（15） [略] （16） 政令第 5 条第 1 項の規定に基づき公示送達を行い、<u>同条第 2 項の規定により送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を掲示場に掲示し、県報掲載を行い、及び同条第 3 項の規定に基づき公示送達があった旨の掲示を求め、又は官報掲載の依頼を行うこと。</u> （17）～（27） [略]	（事務局長の専決事項） 第17条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。 （１）～（15） [略] （16） 政令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき公示送達を行い、<u>並びに同条第 3 項の規定に基づき掲示等の措置をとることを求め、又は官報に掲載すること。</u> （17）～（27） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。